

平成29年8月24日 招集

平成29年門真市教育委員会第8回定例会

議 案 書

門真市教育委員会

議事日程

門真市教育委員会第8回定例会
平成29年8月24日（木）午後2時
本館2階大会議室

日程	事件番号	件名	ページ
第1		会議録署名委員の指名	—
第2		会期の決定	—
第3	議案第32号	平成29年度教育費補正予算の見積り申出について	1
第4	議案第33号	門真市教育委員会点検・評価報告書の提出について	4
第5	議案第34号	門真市立幼保連携型認定こども園における教育・保育理念並びに門真市立幼保連携型認定こども園における教育・保育目標及び具体的に育みたい力の策定に伴う意見聴取について	5
第6	議案第35号	門真市立幼保連携型認定こども園条例の制定に伴う意見聴取について	8
第7		諸報告	14

議案第32号

平成29年度教育費補正予算の見積り申出について

平成29年度教育費補正予算の見積りを次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

平成29年 8月24日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

平成29年度教育費等補正予算見積書

歳入

(款) 府支出金 (項) 府補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
教育費府補助金	千円 4,242	千円 1,041	千円 5,283	帰国渡日児童生徒受入体制整備支援事業費補助金	千円 1,041	帰国渡日児童生徒受入体制整備支援事業費補助金 (人権教育推進支援事業) 千円 1,041

歳出

(款) 教育費 (項) 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
教育振興費	千円 319,697	千円 △ 660	千円 319,037	負担金補助及び交付金	千円 △ 660	千円 ○子育て支援サービスの充実 奨学金事業 △ 660 負担金補助及び交付金 補助金 奨学金 △ 660

(款) 教育費 (項) 幼稚園費

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
幼稚園管理費	千円 42,160	千円 2,916	千円 45,076	補償補填及び賠償金	千円 2,916	千円 ○幼児(就学前)教育の充実 公立幼稚園運営事業 2,916 補償補填及び賠償金 補償補填及び賠償金(移転費用) 旧北巣本幼稚園撤去工事に伴う補償金 2,916

議案第33号

門真市教育委員会点検・評価報告書の提出について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定により門真市議会に門真市教育委員会点検・評価報告書を提出するにつき、教育委員会の議決を求める。

平成29年8月24日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定により別添の門真市教育委員会点検・評価報告書を門真市議会に提出するにつき、本案を提出するものである。

議案第34号

門真市立幼保連携型認定こども園における教育・保育理念並びに門真市立幼保連携型認定こども園における教育・保育目標及び具体的に育みたい力の策定に伴う意見聴取について

門真市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づく門真市立幼保連携型認定こども園に係る門真市教育委員会の意見聴取に関する規則（平成29年門真市規則第50号）の規定により、門真市長から門真市立幼保連携型認定こども園における教育・保育理念並びに門真市立幼保連携型認定こども園における教育・保育目標及び具体的に育みたい力を策定するにあたり次のとおり意見聴取があり、同意するにつき、門真市教育委員会の議決を求める。

平成29年8月24日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

提案理由

門真市立幼保連携型認定こども園における教育・保育理念並びに門真市立幼保連携型認定こども園における教育・保育目標及び具体的に育みたい力を策定することに伴い、門真市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づく門真市立幼保連携型認定こども園に係る門真市教育委員会の意見聴取に関する規則（平成29年門真市規則第50号）の規定に基づく意見聴取について回答するにつき、本案を提出するものである。

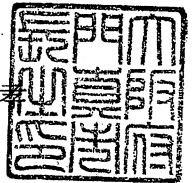


門こ保第 647 号

平成 29 年 8 月 14 日

門真市教育委員会教育長
久木元 秀平 様

門真市長 宮本 一孝



門真市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 27 条第 1 項の規定に
基づく門真市立幼保連携型認定こども園に係る門真市教育委員会の意見聴
取に関する規則に基づく意見聴取について

このことについて、「門真市立幼保連携型認定こども園における教育・保育理
念」並びに「門真市立幼保連携型認定こども園における教育・保育目標及び具
体的に育みたい力」を策定し、「門真市立幼保連携型認定こども園条例」を制定す
るにあたり、門真市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 27 条第 1 項の
規定に基づく門真市立幼保連携型認定こども園に係る門真市教育委員会の意見
聴取に関する規則（門真市規則第 50 号）に基づき、貴委員会へ別添の事項につ
いての意見を求めます。

なお、意見を求める事項については、下記のとおりです。

記

○貴委員会へ意見を求める事項

- ・門真市立幼保連携型認定こども園における教育・保育理念（案）並びに門
真市立幼保連携型認定こども園における教育・保育目標及び具体的に育み
たい力（案）
- ・門真市立幼保連携型認定こども園条例（案）

門真市立幼保連携型認定こども園における教育・保育理念

門真市立幼保連携型認定こども園における教育・保育目標及び具体的に育みたい力

【門真市立幼保連携型認定こども園における教育・保育理念】

「未来をひらく子どもを育てる」

【門真市立幼保連携型認定こども園における教育・保育目標及び具体的に育みたい力】

「思いを伝え つながる子ども」

- ◇ 自分の思いや考えを態度や言葉で伝えたり、相手の思いを感じたりくみ取ろうとしたりする力
- ◇ 人とつながるコミュニケーション能力
- ◇ 良いことと悪いことに気づき、自分で判断して行動する力
- ◇ 友達とのトラブルを通して本音でぶつかり、自己解決したり気持ちの折り合いをつけたりして関わり方を学ぶ力

「心豊かな子ども “いきいき”」

- ◇ 自分が好きと感じ、自分に自信を持ち、相手を思いやる力
- ◇ 生き物の命の大切さを知り、人やもの（自然、動植物、事物など）に興味や関心を持って関わりを大切にする力

「健やかな子ども “のびのび”」

- ◇ 睡眠・食事・排泄など基本的な生活習慣を身につけ、自立し、心身ともに健やかに育ち、のびのびと生活する力
- ◇ 体を動かすことや遊ぶことが楽しいと感じ、元気に生活する力

「遊び学ぶ子ども “わくわく”」

- ◇ 体験したことや遊びの中で、好奇心を持って意欲的に取り組み、探究する力
- ◇ 困難なことに出会っても挑戦し、最後までやり遂げようとする力
- ◇ みんなで目的に向かって工夫しながら遊ぶ力

議案第35号

門真市立幼保連携型認定こども園条例の制定に伴う意見聴取について

門真市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づく門真市立幼保連携型認定こども園に係る門真市教育委員会の意見聴取に関する規則（平成29年門真市規則第50号）の規定により、門真市長から門真市立幼保連携型認定こども園条例を制定するにあたり次のとおり意見聴取があり、同意するにつき、門真市教育委員会の議決を求める。

平成29年8月24日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

提案理由

門真市立幼保連携型認定こども園条例を制定することに伴い、門真市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づく門真市立幼保連携型認定こども園に係る門真市教育委員会の意見聴取に関する規則（平成29年門真市規則第50号）の規定に基づく意見聴取について回答するにつき、本案を提出するものである。

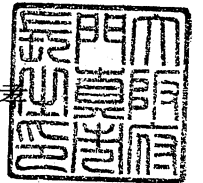


門こ保第 647 号

平成 29 年 8 月 14 日

門真市教育委員会教育長
久木元 秀平 様

門真市長 宮本 一孝



門真市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 27 条第 1 項の規定に
基づく門真市立幼保連携型認定こども園に係る門真市教育委員会の意見聴
取に関する規則に基づく意見聴取について

このことについて、「門真市立幼保連携型認定こども園における教育・保育理
念」並びに「門真市立幼保連携型認定こども園における教育・保育目標及び具
体的に育みたい力」を策定し、「門真市立幼保連携型認定こども園条例」を制定す
るにあたり、門真市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 27 条第 1 項の
規定に基づく門真市立幼保連携型認定こども園に係る門真市教育委員会の意見
聴取に関する規則（門真市規則第 50 号）に基づき、貴委員会へ別添の事項につ
いての意見を求めます。

なお、意見を求める事項については、下記のとおりです。

記

○貴委員会へ意見を求める事項

- ・門真市立幼保連携型認定こども園における教育・保育理念（案）並びに門
真市立幼保連携型認定こども園における教育・保育目標及び具体的に育み
たい力（案）
- ・門真市立幼保連携型認定こども園条例（案）

門真市立幼保連携型認定こども園条例

(設置)

第1条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第12条の規定に基づき、門真市立幼保連携型認定こども園(以下「認定こども園」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 認定こども園の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
門真市立砂子みなみこども園	門真市千石西町10番8号

(定員)

第3条 認定こども園の定員は、規則で定める。

(職員)

第4条 認定こども園に園長、保育教諭その他必要な職員を置く。

(入園の資格)

第5条 認定こども園に入園できる者は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第19条第1項各号に規定する小学校就学前子どものうち市長が必要と認めた者とする。

(入園の承諾)

第6条 認定こども園に入園しようとする者の保護者は、市長の承諾を受けなければならない。

(延長保育等)

第7条 認定こども園は、認定こども園に入園した者(以下「園児」という。)の保護者から申請があったときは、当該園児に対し、次に掲げる事業を行うことができる。

- (1) 延長保育(法第59条第2号に規定する時間外保育を行う事業をいう。以下同じ。)
- (2) 時間外教育(法第59条第10号に規定する一時預かり事業のうち、法第19条第1項第1号に規定する小学校就学前子どもに該当する園児に対して行うものをいう。以下同じ。)

(利用者負担等)

第8条 認定こども園の利用者負担、延長保育に係る利用料、時間外教育に係る利用料及び通園バス使用料（以下「利用者負担等」という。）の額は、次の表のとおりとする。

区分		金額	
利用者負担		法第27条第3項第2号及び第28条第2項第1号の政令で定める額を超えない範囲内で規則で定める額	
延長保育に係る利用料	1月を単位として延長保育を利用する場合	園児1人につき月額 3,000円	
	1日を単位として延長保育を利用する場合	午後6時30分から午後7時まで	園児1人につき 200円
		上記以外の時間	園児1人につき 30分当たり100円
時間外教育に係る利用料	1月を単位として時間外教育を利用する場合	園児1人につき月額 5,000円	
	1日を単位として時間外教育を利用する場合	午後2時から午後5時まで	園児1人につき日額 300円
通園バス使用料		園児1人につき月額 3,000円	
備考 1日を単位として延長保育を利用する場合において、30分未満の端数が生じたときは、切り上げて30分とする。			

（利用者負担等の納付）

第9条 利用者負担等の納付義務者は、園児の保護者とする。

2 利用者負担等は、市長の指定する期日までに納付しなければならない。

（利用者負担等の還付）

第10条 既納の利用者負担等は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（利用者負担等の減免）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用者負担等を減額し、又は免除することができる。

- (1) 園児が病気又は災害等特別の事情にある場合において必要と認めるとき。
- (2) 園児の属する世帯の所得状況に応じて必要と認めるとき。
- (3) 園児が通園バスを使用する場合において、その使用状況に応じて必要と認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

(出席停止等)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該園児について一時その出席を停止し、又は退園させることができる。

- (1) 設備その他の事情により、教育又は保育を行うことができないとき。
- (2) 園児が感染症にかかり、又はそのおそれがあるとき。
- (3) この条例の規定に違反したとき。
- (4) 市長の指示に従わないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

2 市長は、保護者が通園バス使用料を滞納したときは、通園バスの使用を制限することができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(門真市立幼稚園条例の一部改正)

2 門真市立幼稚園条例(昭和62年門真市条例第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(名称及び位置)	(名称及び位置)
第2条 幼稚園の名称及び位置は、次の表	第2条 幼稚園の名称及び位置は、次の表

改正後		改正前	
のとおりとする。		のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
		門真市立南幼稚園	門真市千石西町13番8号
略		略	

(門真市立保育所条例の一部改正)

- 3 門真市立保育所条例(平成元年門真市条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前										
(名称及び位置)	(名称及び位置)										
第2条 保育所の名称及び位置は、次の表のとおりとする。	第2条 保育所の名称及び位置は、次の表のとおりとする。										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>門真市立南保育園</td> <td>門真市大字野口826番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		門真市立南保育園	門真市大字野口826番地
名称	位置										
略											
名称	位置										
略											
門真市立南保育園	門真市大字野口826番地										

(入園の承諾に関する経過措置)

- 4 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、附則第2項の規定による改正前の門真市立幼稚園条例第2条に規定する門真市立南幼稚園に在園している者又は前項の規定による改正前の門真市立保育所条例第2条に規定する門真市立南保育園に在所している者の保護者は、施行日において第6条の規定による入園の承諾を受けたものとみなす。

(準備行為)

- 5 認定こども園への入園の承諾に関する手続その他必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

諸 報 告

番 号	報 告 事 項
1	平成29年度門真市教育研究指定校について
2	門真市立図書館視覚障害者読書サービス実施要綱の一部改正について
3	平成30年度門真市立幼稚園児の募集について